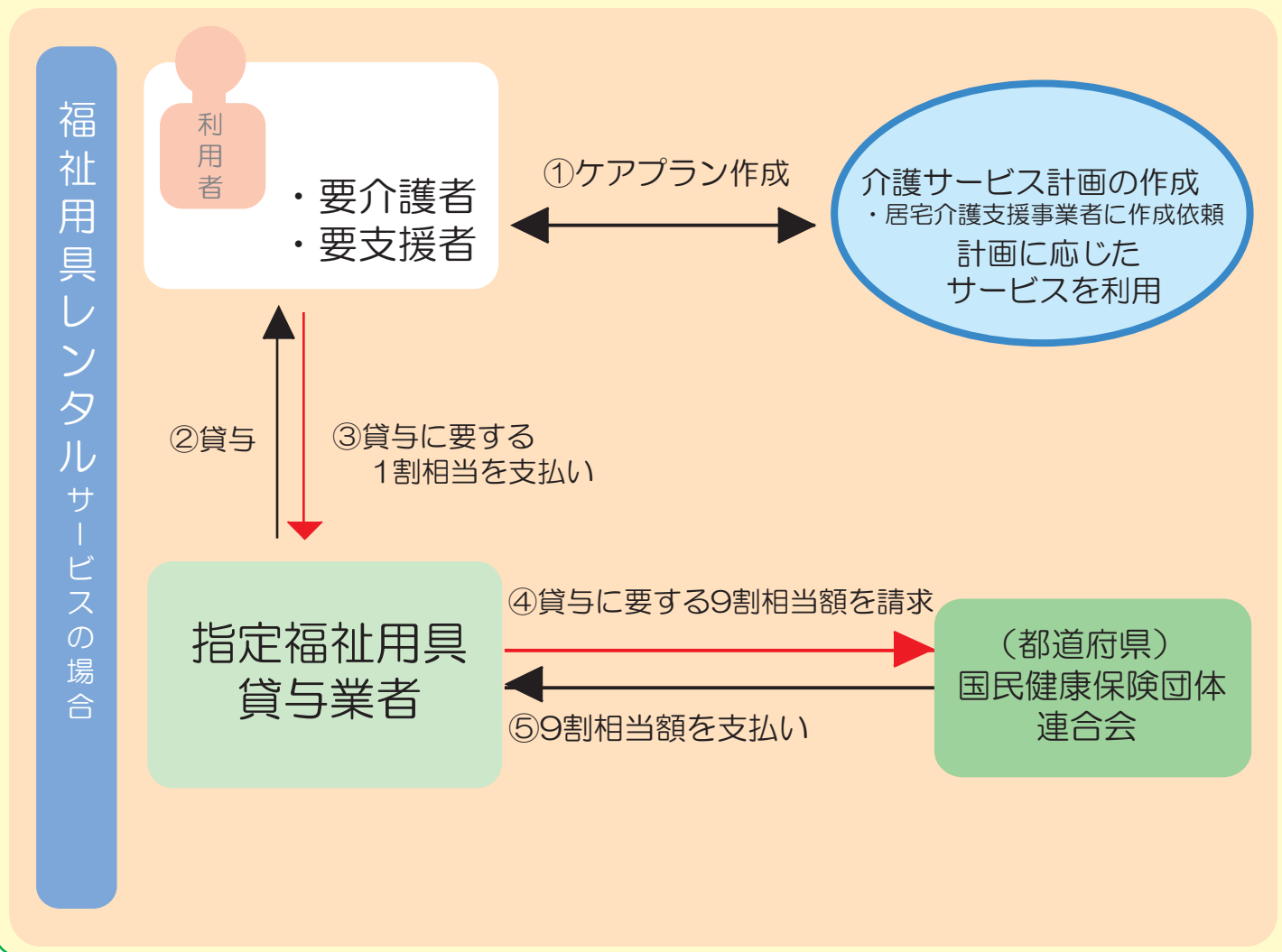


# よくわかる介護保険・用具レンタル

毎月のレンタル料が支給されます。 ※1割は自己負担となります。

レンタルサービスとは、月単位で「福祉用具をレンタル」できるサービスです。  
「介護保険」をご利用されますと、要介護度に応じた「限度額内」であれば、毎月のレンタル料の自己負担は1割ですみます。

要介護度	利用限度額（1ヶ月）
要支援の方	61,500円
要介護度1の方	165,800円
要介護度2の方	194,800円
要介護度3の方	267,500円
要介護度4の方	306,000円
要介護度5の方	358,300円



介護保険を利用してレンタルできる福祉用具

クリック



# 介護保険を利用してレンタルできる福祉用具

\*個々の利用料金は実際には点数×単価×地域ごとの割増率によって算出されますので地域によって差があります。

種目	機能又は構造等
1 車椅子	次のいずれかに該当するもの ●普通型車椅子(自走用) ●普通型電動車いす ●手押し型車椅子(介助用) ※電動車に関しては、指定事業者が利用者に対し、利用に伴う危険、訓練操作の必要性等について十分な説明を行なう旨を運営基準等に定める。
2 クッション、電動補助装置等の一定の車椅子	(車椅子と一体的に使用される場合に限る)
3 特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって次のいずれかの機能を有するもの ●背部若しくは脚部の傾斜角度を調整する機能を有するもの ●床の高さを無段階に調節する機能を有するもの
4 マットレス、サイドレール等一定の特殊寝台付属品	(特殊寝台と一体的に使用される場合に限る)
5 じょく瘡予防器具	次のいずれかに該当するもの ●エアーマットと送風装置又は空気圧調整装置からなるエアーパッド ●水等によって減圧による体圧分散効果を持つ全身用のウォーターマット等
6 体位変換機	空気パッド等を身体の下に挿入することにより要介護者等の体位を容易に変換できるもの (体位の保持のみを目的とするものを除く)
7 手すり	取付に際した工事を伴わないものに限る
8 スロープ	段差解消のためのものであって、取り付けに際し、工事を伴わないものに限る
9 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの ●車輪を有するものにあつては、身体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ●四脚を有する者にあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10 歩行補助杖	松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ又は多点杖に限る
11 痴呆性老人徘徊感知器	要介護者が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報するもの
12 移動用リフト (つり具を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの。(取付に住宅の改修を伴うものは除く)